



- 当行は契約者が支払うべき振込振替資金を、預金通帳および払戻請求書の提出または当座小切手の振出を受けることにより、サービス利用口座から自動的に引き落としを行います。当行は、契約者に対し交付内容の通知を行いますので、当行への届替後を怠りながら確認してください。当行が通知した交付内容に不明な点がある場合は、または、その通知が受け取れない場合は当行までご連絡ください。
- (2) 前回の引き落としについては、予約扱いの場合は、指定日当日の所定時刻に行いますので、前営業日までに振込振替資金をサービス利用口座に入金しておく必要があります。
- (3) 振込振替サービスの依頼を行った場合において、入金指定口座への入金がないときは、前回の振込にかかわらず、依頼時に契約者が指定したサービス利用口座へ振込資金を返金します。ただし、この場合、振込手数料はお返ししません。
- (4) 振込振替サービスによるお取引額は、契約者が速やかに期末まで、取引の状況照会を行うか、該当する預金通帳への記入または、当座定期照会表による取引内容を照会してください。
- 万一、取引内容、残高に依頼内容との相違がある場合は、直ちにその旨を取引店に連絡してください。
- なお、取引内容、残高に依頼内容との相違がある場合において、契約者と当行の間で疑義が生じたときは、当行が保存する電磁的な記録内容を正当なものとして取り扱うものとします。当行は、本サービスにかかる取引の依頼はすべて記録し、相当期間保存します。
8. 予約の取消  
振込振替サービスにおける予約扱いにおいては、予約の取消については、指定日前日（前日がサービス休止日の場合は直近のサービス利用可能日）までに行う場合を限り、契約者は期末を用いて所定の方法により取消を行うことができます。
- なお、当行への依頼の時間帯によっては、取消ができないことがあります。
9. 予約扱いにおける振込振替資金の引き落とし  
振込振替サービスにおける予約扱いにおいては、指定日当日所定の時刻に振込振替資金の引き落としができません。その依頼が不要なものとして、振込振替処理を行いません。この場合、当行は、契約者に対し振込振替資金の引落し不能の旨の通知はしません。
- なお、指定日にサービス利用口座からの引き落としが複数ある場合は、その引落金額の総額がサービス利用口座より払出することができ金額を超えるときは、そのいずれも引き落としは当行の任意とします。
10. 振込手数料  
振込振替サービスの利用にあたっては、当行所定の振込手数料およびこれに伴う消費税をいただきます。
- なお、振込手数料は、預金通帳および払戻請求書の提出または当座小切手の振出をうけることなく、契約者の選択により代表利用口座から毎月所定の日に、あるいは、サービス利用口座から振込振替を行う都度、指定日の自動的に引落しとします。
11. 1日あたりの取引限度額  
(1) 振込振替サービスにおけるサービス利用口座1口座あたりの依頼1日あたりの取引限度額（以下「振込振替限度額」といいます）は、あらかじめ契約者が当行に届出た金額の範囲内とします。ただし、この限度額は、当行所定の金額の範囲内とします。
- (2) 都度指定方式における取引限度額（以下「都度指定方式振込振替限度額」といいます）は、あらかじめ契約者が当行に届出た金額の範囲内とします。ただし、この限度額は当行所定の金額の範囲内とします。
- なお、都度指定方式振込振替限度額は、振込振替限度額に含まれるものとします。
- (3) 当行は契約者に事前に通知することなく、当行所定の取引限度額を変更することがあります。
- なお、1日あたりの取引限度額の対象は、同一へ行った取引とし、振込手数料は含まれません。限度額を超えた取引依頼については、当行は受け付ける義務を負いません。ここの「1日」の起点は、毎日午前0時とします。
12. 振込振替サービスの取扱ができない場合  
次の場合に該当する場合、振込振替サービスの取扱いはできません。
- (1) 振込金額または振替金額等の取引金額が、サービス利用口座より払戻することできる金額を超えるとき。
- (2) サービス利用口座に入金指定口座が解約済みのとき。
- (3) 契約者からサービス利用口座について支払停止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続きを行ったとき。
- (4) 差押等やむを得ない事情があり、当行が支払いを不適当と認めたとき。
13. 組戻し・振込内容の変更  
(1) 確定した振込の依頼にもとづき、当行から振込先の金融機関に振込発行をした後、契約者が当該振込の組戻し・振込内容の変更を依頼する場合は、サービス利用口座の口座開設店に当行所定の方法により申し込みをいたします。
- (2) 当行は、当行所定の方法により利用者の本人確認を行ったうえで、利用者からの依頼にもとづき、組戻し依頼または振込内容の変更依頼の電文を振込先の金融機関へ発信します。
- (3) 組戻し依頼により、振込先の金融機関から返却された振込資金は、サービス利用口座に入金します。この場合は、当行所定の組戻手数料（消費税を含む）をサービス利用口座より引き落します。また、当初振込にかかる振込手数料は返却しません。
- (4) 組戻しは、振込先の金融機関の承認後行なものとします。よって、当行が組戻し依頼を受け付けた場合であっても、組戻しができない場合があります。この場合は組戻し手数料はいただきません。

## 第20条 税金・各種料金の払込サービス

1. 税金・各種料金の払込サービスの内容  
税金・各種料金の払込サービス（以下「料金を払込サービス」といいます）とは、期末を用いた契約者からの依頼にもとづき、契約者が利用申込書により当行へ届出たサービス利用口座から指定する金額を引き落とし、当行所定の収納機関へ契約者の申込みを行うサービスを行います。
2. 料金を払込サービスの依頼  
契約者は期末を利用して、収納機関番号、納付番号、確認番号等を当行所定の時間内に当行所定の方法により送信してください。
3. 料金を払込サービスの依頼と確認  
(1) 当行が契約者から料金を払込サービスの依頼を受信し、契約者からの払込依頼内容に関して所定の確認ができた場合は、当行は受信した依頼内容を契約者が依頼に届いた端末に返信します。
- 契約者からの払込依頼内容に関して所定の確認ができない場合は料金を払込サービスをご利用いただけません。
- (2) 契約者は前号にもとづき返信された内容を確認し、依頼内容が正しい場合には、サービス利用口座を選択し、確認用パスワードを入力の上所定の手続きをしたがって当行へ送信してください。
- 依頼内容の確認の結果、依頼内容を変更する場合は、所定の操作にしたがって当該依頼を中止し、変更後の内容で再度最初から依頼してください。
4. 料金を払込サービスの確認および料金金の引落し  
(1) 前回の確認用パスワードが当行所定の時間内に当行に到達し、かつ当行が受信した確認用パスワードと契約者があらかじめ届出た確認用パスワードが一致した場合には、当行は契約者ご本人からの料金を払込サービスの依頼が確定したものと認め、料金払込の処理を行います。
- 当行は、依頼が確定した時点で、契約者が支払うべき払込資金を、預金通帳および払戻請求書の提出または当座小切手の振出をうけることなく、サービス利用口座から自動的に引落しとします。
- (2) 前号において依頼が確定した時点で、サービス利用口座の残高不足等の理由により、払込資金が引き落とせない場合には、当行は払込処理を行わず、処理不能となった理由を契約者が依頼を行った端末に返信します。
- (3) 前1号において依頼が確定したのちにおいては、その依頼の更新および取消はできません。
- (4) 料金を払込サービスによるお取引額は、契約者が速やかに期末より第18条「照会サービス」操作を行うか、該当する預金通帳への記入または、当座定期照会表による取引内容を照会してください。
- 万一、取引内容、残高に依頼内容との相違がある場合は、直ちにその旨を取引店に連絡してください。
- なお、取引内容、残高に依頼内容との相違がある場合において、契約者と当行の間で疑義が生じたときは、当行が保存する電磁的な記録内容を正当なものとして取り扱うものとします。
5. 領収書の不発行  
当行は、契約者に対し料金を払込サービスにかかる払込資金の領収書を発行いたしません。
6. サービスの利用再開  
契約者が、収納機関が指定する項目等について誤った入力や連続して行い、当行が任意に定める回数に達した場合は、料金を払込サービスの利用を停止する場合があります。料金を払込サービスの利用を再開するには、必着に必着して当行または収納機関所定の手続きを行ってください。
7. サービスの利用時間  
料金を払込サービスの利用時間は、当行所定の時間内とします。
- ただし、収納機関の利用時間の変動等により、当行所定の時間内でも利用できない場合があります。
8. 収納に関する問い合わせ

- 収納機関の請求内容および収納機関での収納手続きの結果等、収納に関する照会については収納機関に直接お問い合わせください。
9. 依頼の取消  
収納機関からの連絡により、一度交付した払込みについて、取消となることがあります。
10. 料金を払込サービスの取扱いはできない場合  
次の各号に該当する場合は、料金を払込サービスの取扱いはできません。
- (1) 料金を払込取引金額が、サービス利用口座より払戻することできる金額を超えるとき。
- (2) サービス利用口座が解約済みのとき。
- (3) 契約者からサービス利用口座についての支払停止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続きを行ったとき。
- (4) 差押等やむを得ない事情があり、当行が支払いを不適当と認めたとき。
- (5) 当行の任意によらない事由により、取引ができないとき。

## [データ伝送サービス編]

### 第21条 データ伝送サービス

データ伝送サービスとは、期末を用いた契約者からの依頼にもとづき、「総合振込」「給与振込」「貸付振込」「口座振替」等の各種データを受け付けるサービスを行います。

### 第22条 総合振込

#### 1. 総合振込の内容

- (1) 当行は契約者からの依頼による「データ伝送サービス」を利用した総合振込事務を受託します。期末を用いた契約者からの依頼にもとづき、契約者が利用申込書により当行へ届出た代表利用口座から指定する金額を引き落とし、契約者が指定する当行の国内本支店または当行以外の金融機関の国内本支店の預金（以下「振込指定口座」といいます）へあてて振込処理を行います。
- なお、当行以外の金融機関あての振込のうち、一部の金融機関あての振込については取扱いできない場合があります。
- (2) 振込の交付にあたっては、当行所定の振込手数料およびこれに伴う消費税をいただきます。
- (3) 振込指定口座は、当行所定の科目の預金口座とします。
- (4) 当行は振込の受入人に対して入金通知を行います。
- (5) 受取人に対しては振込金の支払ができない場合は、振込金が振込指定口座へ入金されたときとします。
- (6) 契約者の依頼にもとづき当行が発信した振込について、振込先の金融機関から当行に対して振込内容の照会があった場合には、当行は依頼内容について契約者に照会することがありますので、速やかに回答してください。当行の照会に対して所定の期間内に回答がなかった場合、または不適切な回答があった場合は、そのために生じた損害については当行が責任を負いません。

#### 2. 振込手続き等

- (1) 契約者は期末を利用して当行所定の時間内に所定の方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を正確に送信してください。
- (2) 振込指定日は、契約者の端末から指定して振込を依頼してください。この場合、当行所定の期間の銀行営業日を指定する取扱いができません。
- (3) 当行は契約者に事前に通知することなくこの期間を変更することがあります。
- (3) 該当口座なしまたはその他理由により振込不能のものがあつた場合は、当行は当該振込金を契約者の代表利用口座へ入金することにより返却します。
- ただし、この場合、振込手数料はお返ししません。
3. 振込資金および振込内容の引落し  
(1) 振込資金は、振込指定日の前営業日までに代表利用口座に入金してください。
- (2) 振込資金は、預金通帳および払戻請求書の提出または当座小切手の振出をうけることなく、振込指定日に契約者の代表利用口座から自動的に引落しとします。
- (3) 振込手数料は、預金通帳および払戻請求書の提出または当座小切手の振出をうけることなく、毎月当行所定の日に代表利用口座から自動的に引落しとします。
- なお、振込手数料は、振込振替サービスの振込手数料の引落方法を都度に指定された場合は、振込の都度振込指定日に、代表利用口座から自動的に引落しとします。
4. 依頼内容の取消・組戻  
契約者が依頼・承認した取引については、変更および取消はできません。依頼内容の変更および取消の必要が生じた場合は、振込資金引落し口座である代表利用口座のある本支店に所定の依頼書を提出し、組戻し手続きを依頼してください。
- 組戻し手続きには、当行所定の組戻手数料をいただきます。

### 第23条 給与振込・貸付振込

#### 1. 給与振込・貸付振込の内容

- (1) 当行は契約者の役員、従業員（以下「受給者」といいます）に対する報酬、給与、賞与（以下「給与」といいます）の支給あたり、契約者からの依頼による「データ伝送サービス」を利用した給与振込事務を受託します。
- 期末を用いた契約者からの依頼にもとづき、契約者が利用申込書により当行へ届出た代表利用口座から指定する金額を引き落とし、契約者が指定する当行の国内本支店または当行以外の金融機関の国内本支店の受給者名義の普通預金または当座預金あてに振込処理を行います。
- なお、当行以外の金融機関あての振込のうち、一部の金融機関あての振込については取扱いできない場合があります。
- (2) 振込の交付にあたっては、当行所定の振込手数料およびこれに伴う消費税をいただきます。
- (3) 契約者は、当行に振込を依頼するにあたって、受給者の振込指定口座の確認を事前にうけるものとします。
- (4) 当行は受給者に対して入金通知を行います。
- (5) 契約者の依頼にもとづき当行が発信した振込について、振込先の金融機関から当行に対して振込内容の照会があった場合には、当行は依頼内容について契約者に照会することがありますので、速やかに回答してください。当行の照会に対して所定の期間内に回答がなかった場合、または不適切な回答があった場合は、そのために生じた損害については当行が責任を負いません。

#### 2. 振込手続き等

- (1) 契約者は期末を利用して当行所定の時間内に所定の方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を正確に送信してください。
- (2) 振込指定日は、契約者の端末から指定して振込を依頼してください。この場合、当行所定の期間の銀行営業日を指定する取扱いができません。
- なお、当行は契約者に事前に通知することなくこの期間を変更することがあります。
- (3) 該当口座なしまたはその他理由により振込不能のものがあつた場合は、当行は当該振込金を契約者の代表利用口座へ入金することにより返却します。
- ただし、この場合、振込手数料はお返しいたしません。
3. 振込資金および振込内容の引落し  
(1) 振込資金は、振込指定日の前営業日までに当行の取りまとめ店に交付してください。
- (2) 振込資金を預金口座振替の方法により交付する場合は、預金通帳および払戻請求書の提出または当座小切手の振出を不要とし、当行所定の日に自動的に引落しとします。
- (3) 振込手数料は、預金通帳および払戻請求書の提出または当座小切手の振出をうけることなく、毎月当行所定の日に代表利用口座から自動的に引落しとします。
- ただし、契約者の選択により、振込振替サービスの振込手数料の引落方法を都度に指定された場合は、振込の都度振込指定日に、代表利用口座から自動的に引落しとします。
4. 依頼内容の取消・組戻  
契約者が依頼・承認した取引については、変更および取消はできません。依頼内容の変更および取消の必要が生じた場合は、振込資金引落し口座である代表利用口座のある本支店に所定の依頼書を提出し、組戻し手続きを依頼してください。

#### 組戻し手続きには、当行所定の組戻手数料をいただきます。

### 第24条 口座振替

1. 契約者が口座振替を利用される場合は、本規定のほか「データ伝送サービス取扱いに関する預金口座振替契約書」「本規定と口座振替契約書の内容が重複する場合は、1)口座振替契約書によるものとします。
- 以上

# ワンタイムパスワード利用にかかる追加規定

1. 追加規定の適用範囲  
この追加規定はワンタイムパスワードの利用にあたり適用される事項を定めるものです。
2. 概要  
ワンタイムパスワードとは「さいきょう法人インターネットバンキングサービス」（以下、「本サービス」といいます）の各種サービスのうち当行所定の取引において使用する機能（以下、「ハードウェアトークン」といいます）に表示される可変的なパスワードをいいます。本サービスにおいて使用する「電子証明書、ログインID、ログインパスワードおよび確認用パスワード（以下、「パスワード等」といいます。）のいずれかの組み合わせに加えて、契約者本人の認証を行います。
3. 利用条件  
ワンタイムパスワードの利用者は本サービスの契約者に限ります。
4. ハードウェアトークン  
ハードウェアトークンの所有権は、当行に帰属するものとし、契約者にハードウェアトークンを貸与します。ハードウェアトークンの第三者への貸与はできません。
5. ハードウェアトークンの郵送  
ハードウェアトークンが本サービス申込受付後に契約者の届出住所宛てに郵送するものとします。
6. ワンタイムパスワードの利用開始登録  
契約者はハードウェアトークン到着後、当行所定の方法によりワンタイムパスワードの利用開始登録を行っていただくものとします。ワンタイムパスワード利用開始登録が完了後、ワンタイムパスワードの利用が可能となります。本サービスはワンタイムパスワードの利用が必須となります。利用開始登録が無い場合本サービスを利用できません。
7. ワンタイムパスワードの利用  
(1)ワンタイムパスワードの利用登録開始後、ワンタイムパスワードの入力が必要な取引（以下、「ワンタイムパスワード必要取引」といいます）については通常の本人認証に加えてワンタイムパスワードによる認証を行い、認証が一致した場合には、当行は契約者からの取引の依頼のみとみなします。
- (2)当行が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当行所定の回数以上連続して送信された場合は、当行はワンタイムパスワード必要取引について利用を停止します。ワンタイムパスワードの利用を再開される場合は、契約者が当行所定の方法により当行に届出いただくものとします。
- (3)ワンタイムパスワードおよびハードウェアトークンは無効ご自身において厳重に管理していただくものとします。
8. 手数料  
ワンタイムパスワードの利用にあたっては、利用手数料は無料ですが、この利用手数料の金額、引落方法、引落日を契約者に事前に告知することなく変更する場合があります。
9. ハードウェアトークンの紛失・盗難・破損等  
①届出  
ハードウェアトークンを紛失または破損したとき、ハードウェアトークンが紛失、盗難、偽造、変造等により他人に使用される恐れが生じたとき、他人に使用されたことを認知したときは、契約者は直ちに当行に届出る

ものとして、この届出を受けたときは、当行は直ちにワンタイムパスワード必要取引について利用を停止します。この届出前に生じた損害については当行は責任を負いません。

#### ②再発行

- 当行は契約者からの依頼に基づきハードウェアトークンを再発行のうえ、契約者の届出住所宛てに郵送します。
- ③再発行手数料  
ハードウェアトークンの紛失・盗難・破損により再発行する場合には、契約者は当行所定の再発行手数料を支払うものとします。この場合、各種預金規定にかかわらず、通帳・印鑑の提出など、本サービスの代表利用口座兼手数料決済口座から引落しものとします。ただし、ハードウェアトークンの性能不良等に起因して故障し、当行にそのハードウェアトークンを二枚提出した場合は、ワンタイムパスワードの利用開始登録前4ハードウェアトークンの性能不良に起因する故障の場合が当てはまり、当行が受付け、当行が認めた場合は無料にて交換します。

#### 10. ハードウェアトークンの更新

ハードウェアトークンの有効期限は当行所定の期限までとします。期限到来後はワンタイムパスワードの入力が出来なくなります。期限到来前に当行から送付される新しいハードウェアトークン到着後、当行所定の方法によりワンタイムパスワードの利用開始登録を行い、更新を行うものとします。

#### 11. 免責事項

- 当行の責めに生じた事由により生じた損害については当行は責任を負いません。従いまして、例えば郵送の事故、ハードウェアトークンの紛失・盗難・破損等の届出後に生じた損害については当行は責任を負いません。
12. ハードウェアトークンの廃棄  
不明等で当行に返戻された場合は、当行は当行所定の期間経過後、当該ハードウェアトークンを廃棄します。廃棄後に契約者が継続利用を希望し、住所変更等所定の手続きを行った場合は、ハードウェアトークンの再発行に準じて取扱いします。
- なお、当行がハードウェアトークン郵送手続き後、ハードウェアトークンの到着如何にかかわらず、所定の期間内に利用開始登録を行わない場合は、本サービスの利用が出来なくなります。またこの場合に生じた損害については当行が責任を負いません。

#### 13. ワンタイムパスワードの利用停止

- ①ワンタイムパスワードの契約者からの利用中止は、本サービスの利用期間中には出来ないものとします。
- ②契約者が以下の各号いずれかに該当した場合は、当行はいつでも契約者に事前に通知することなく、ワンタイムパスワードの利用を中止させていただきます。
- (ア) 契約者がこの規定に違反した場合等、当行が利用中止を必要とする相当の事由が生じたとき。
- (イ) 1年以上にわたり本サービスの利用が無いとき。
- (ウ) ハードウェアトークンが郵便不着等て返却されたとき。
- (エ) 契約者が本サービスを不正利用した場合。

#### 14. 規定の適用

本利用規定に定めのない事項についてはさいきょう法人インターネットバンキングサービスご利用規定により取り扱います。

以上